



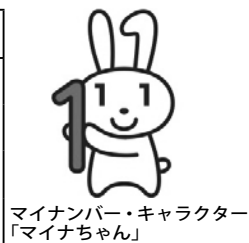
## マイナンバーカード臨時交付窓口開設のお知らせ

総合窓口課 ☎42-5616

マイナンバー（個人番号）カード及び通知カードの臨時交付窓口を開設します。

### ●開設日

月 日	時 間	受取場所
6月11日(土)	8:30～17:15	★ <b>住所地の市役所窓口での受取となります。</b>
6月12日(日)	8:30～17:15	本庁総合窓口課 ☎42-5616 八千代支所 ☎52-2111
6月14日(火)	17:15～19:00	美土里支所 ☎54-0311 高宮支所 ☎57-0311
6月16日(木)	17:15～19:00	甲田支所 ☎45-4111 向原支所 ☎46-3111



### ●対象者及びお持ちいただく物

対象者	お持ちいただく物
マイナンバーカードを申請された方のうち「 <b>個人番号カード交付・電子証明書発行通知書(はがき)</b> 」が届いている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード交付・電子証明書発行通知書(はがき)</li> <li>通知カード(個人番号を通知した紙のカード)</li> <li>住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)</li> <li>本人確認書類①(運転免許証、パスポート、在留カード、住民基本台帳カード等の顔写真つきの公的機関が発行しているものを1点)</li> <li>①の顔写真つきの本人確認物がない場合、本人確認書類②(健康保険証、年金手帳、医療受給者証、社員証、学生証、預金通帳等を2点)</li> <li>印鑑</li> </ul> <p>※15歳未満の方のマイナンバーカードの受け取りや、病気・身体の障害その他やむを得ない理由により、本人が来れない場合は、お問い合わせください。</p>
通知カードを受け取られていない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知書「通知カードを受け取られていない皆様へ」</li> <li>本人確認書類①(運転免許証、パスポート、在留カード、住民基本台帳カード等の顔写真つきの公的機関が発行しているものを1点)</li> <li>①の顔写真つきの本人確認物がない場合、本人確認書類②(健康保険証、年金手帳、医療受給者証、社員証、学生証、預金通帳等を2点)</li> <li>印鑑</li> </ul> <p>※代理人が受け取られる場合は、委任状、本人の確認書類、代理人の本人確認書類が必要です。</p> <p>くわしくは、お問い合わせください。</p>



## 投票立会人と期日前投票立会人の募集

選挙管理委員会 ☎42-1136

- 資格
  - 市の住民基本台帳に登録されている有権者
- ◎投票立会人(または期日前投票立会人)
  - 投票所(または期日前投票所)で投票が公正に行われているか、立ち会います。
- ◎立会時間
  - 投票立会人(投票日当日の立会人)
    - 7:00から投票所閉鎖時刻(一部の投票所を除き18:00)まで
  - 期日前投票立会人
    - 8:30から20:00まで
- 応募方法
  - 登録を希望される方の「氏名、住所、生年月日、電話番号、所属政党」を、選挙管理委員会へお知らせください。また、ご不明な点はお問い合わせください。



## 失業給付・高齢雇用継続給付を受けることについてのお知らせ

三次年金事務所 ☎0824-62-3107

●失業給付・高齢雇用継続給付とは  
 特別支給の老齢厚生年金を受けられる方が、雇用保険からの失業給付または高齢雇用継続給付を受けられるときは、失業給付等を優先し、特別支給の老齢厚生年金の全部または一部が支給停止されます。そのため、ハローワークに雇用保険の求職の申込みをされたときや高齢雇用継続給付等を受けられるようになったときには「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」の提出が必要となります。

○基本手当との調整  
 65歳になるまでの特別支給の老齢厚生年金を受けている方が、ハローワークで求職の申込みをし、雇用保険の基本手当(いわゆる失業給付)・船員保険の失業保険金(含みます)を受けられるときは、加給年金額も含めて年金が全額支給停止されます。

○高齢雇用継続給付との調整  
 65歳になるまでの特別支給の老齢厚生年金を受けている方が、厚生年金保険の被保険者であり、雇用保険の高齢雇用継続給付(高齢雇用継続基本給付金・高齢年齢再就職給付金)を受けると、在職老齢年金による支給停止に加えて雇用保険との調整により年金の一部が支給停止されます。老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届は原則必要ありません。

※老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届が必要な場合  
 ■平成25年10月1日以前に次の(1)から(3)のいずれかに該当した場合  
 (1)年金を受け取る権利が発生したとき  
 (2)ハローワークに求職の申込みをしたとき  
 (3)高齢雇用継続給付を受けることができるとき

■年金請求時に雇用保険被保険者番号をお持ちでなかった場合  
 ○提出についての注意  
 提出先はお近くの年金事務所または街角の年金相談センターになります。この届出をされないで年金の支払いが一時保留されますので、すみやかな届出をお願いします。なお、一度お手続きをいただければ、失業給付や高齢雇用継続給付の受給終了後の届出の必要はありません。

## これだけはやろう『ため池管理』

農林水産課 ☎47-4022

梅雨時期や台風時期の前にはため池に危険な箇所がないか見回りをしておきましょう。

●堤体の変形や漏水  
 堤体に陥没やひび、水がしみ出しているところ、歩くと湿って柔らかくなったりはありますか。小さな水みちが決壊のもととなります。

●立ち木や雑草の刈り払い  
 堤体上に草木が茂っていると、漏水やひび割れなどを発見しにくく、また、草木の根によってできやすきまが漏水の原因となること

●洪水吐の確認  
 洪水吐に土のうを積んだり、網などを張っていると大雨を排除できず、また流木などが引掛かりふさいでしまうことがあります。

●洪水吐をふさいでいるものは取り除いておきましょう。また、洪水吐の周囲の崩れそうな部分はおしておきましょう。



## 「低所得の高齢者向け給付金」の申請はお済みですか

基準日(平成27年1月1日)において、市の住民基本台帳に記録されており、平成27年度分市民税(均等割)が課税されていない方(ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護制度の被保護者となっていない場合などは対象外となります)を対象に、低所得の高齢者向け給付金を給付します。

申請書は、給付対象者に、4月28日に発送しています。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、返信用封筒にて返送して

【お問い合わせ先】  
 社会福祉課臨時福祉給付金専用  
 ☎42-5626  
 お太助フォン ☎42-5615

ください。  
 申請の受付期限は8月2日までです。書類に不備や不足があると支給できなくなる場合がありますので、お早めに申請してください。